

判 決

【被告人の表示省略】

5 主 文

被告人を禁錮 1 年 6 月に処する。

この裁判確定の日から 4 年間、その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

10 被告人は、令和 5 年 5 月 1 6 日午後 8 時 1 1 分頃、大型貨物自動車を運  
転し、宮城県栗原市 a 字 b 番地の高速自動車国道【以下省略】の片側 2 車  
線道路の第 1 車両通行帯を甲方面から乙方面に向かい時速約 8 8 . 3 k m  
ないし約 9 5 . 3 k m で進行するに当たり、前方左右を注視し、進路の安  
全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを  
15 怠り、自車右後方から第 2 車両通行帯を並進する車両に気をとられ、前方  
左右を注視せず、進路の安全確認不十分のまま漫然前記速度で進行した過  
失により、折から進路前方の第 1 車両通行帯に故障のためハザードランプ  
を点灯させて停止していた大型乗用自動車及び同車後部付近でちょ立し  
ていた A (当時 5 6 歳)、B (当時 2 1 歳) 及び C (当時 2 7 歳) に気付か  
20 ず、同人らに自車前部を衝突させ、前記 A 及び前記 B を前方に跳ね飛ばし  
て路上に転倒させるとともに、前記 C を自車前部と前記大型乗用自動車と  
で挟圧し、よって、前記 A 及び前記 B にいずれも外傷性くも膜下出血等の  
傷害を、前記 C に外傷性脳挫傷等の傷害をそれぞれ負わせ、いずれも即時  
同所において、前記各傷害によりそれぞれ死亡させたものである。

25 (証拠の標目)

【省略】

(法令の適用)

【省略】

(量刑の理由)

被告人は、事故を起こせば重大な結果が生じかねない大型貨物自動車の  
5 運転者でありながら、進路前方左右を注視すべきという自動車運転者にと  
って最も基本的な義務に違反している。そして、制動措置をとることなく  
衝突しているというのであるから、その違反の程度は著しい。3名の被害  
者が、あるいは跳ね飛ばされ、あるいは被告人車両と被害車両に挟まれ、  
いずれもその場で死亡している。被害者のうち一名は、子供の成長を楽し  
10 みに、仕事にも一生懸命に取り組んでいたというのであり、被害者のうち  
2名は、来日し、自分の夢に向かって進んでいたというのであるから、突  
如、生命を奪われた被害者らの無念さは察するに余りある。結果は重大で  
ある。被害者らを失った遺族がいずれも深い喪失感を抱いているのも当然  
といえる。

15 したがって、被告人の刑事責任は決して軽くないものの、被害車両が路  
側帯ではなく第1走行帯に停車し、発煙筒等で後続車両に停止状態を知ら  
せることなく、走行車線上で被害者らが作業をしていたこと、被告人が今  
回の事故のことを忘れず、生涯罪を背負って生きていくと述べるなど反省  
していること、被告人車両に付された自動車保険により、被害者の一名に  
20 ついては被害弁償が行われ、他の2名についても今後行われることが見込  
まれることなどの諸事情を考慮すれば、今回は、その刑の執行を猶予する  
のが相当と判断した。

(求刑 禁錮1年6月)

令和6年7月2日

25 仙台地方裁判所第1刑事部

裁判官 宮田祥次